

交通指導員活動要領

高尾警察署
高尾交通安全協会

交通指導員活動要領

第1 交通指導員設置の趣旨及び根拠

1. 趣旨

市内の交通事情は日々深刻さを増しています。

今後この問題は、全市民の運動として一人一人が取り組んでいかなければ容易に解決できるものではありません。

安全協会の活動が益々、要請されるとともに重要な事業であることを理解され、市民の総意に添うためには、組織の母体をなしている支部(町会・自治会単位)及び各部会の健全な活動態勢が整っていかなければなりません。

交通指導員制を設置する趣旨も人命尊重を基調とした考え方によって進められています。

2. 根拠

高尾交通安全協会会則第4条第3項「交通指導員養成に関すること」を当協会の事業と定めています。

第2 指導員の呼称及び資格と組織系統

1. 指導員の呼称は「高尾交通安全協会交通指導員」とし略称を「交通指導員」とする。

「交通指導員」とは指導員講習(年1回)を受講し「交通指導員証」を交付された者をいう。

2. 各支部長は町長(自治会長)と協議のうえ町内の実情に応じて必要と思われる交通指導員の員数、氏名を推薦(報告)し、その掌握及び指導にあたる。

第3 交通指導員の資格要件(次の各項のいずれかに該当するもの)

1. 道路交通関係法令に対する一応の知識を持っている者。

2. その他道路交通の問題に関心と熱意をもち、かつ実行力をもっている者。

第4 交通指導員の選任

1. 交通指導員の選任は、町長(自治会長)、交通指導員の推薦による。 (報告を兼ねた名簿を安協本部へ提出する)

第5 交通指導員の養成

総務部会長及び事業部会長は、つぎの要領により交通指導員養成計画をたて、これを実施すること。

1. 道路交通関係法令改正の説明

講習会の受講

2. 交通保安施設に関する件

① 保安施設の破損等の修理申請報告

② 関係者と現場検討

3. 各種行事の交通規制に関する説明
 - ① 規制の種別、基準
 - ② 現場検討
4. 各種行事の交通整理及び誘導に関する説明
 - ① 歩行者、自転車の整理及び注意
 - ② 交差点での歩行者の誘導
5. 安全教育に関する研修
 - ① 講習会、座談会開催
 - ② 車両による広報活動
6. 安全運転管理者に関する研修
 - ① 管理業務の実際(管内事業所を訪問)
 - ② 第九方面安全運転管理者部会連絡協議会研修会参加
 - ③ 法定講習(年1回)受講率100%目標

第6 交通指導員の活動基準及び要領

交通指導員は、主として所属町内の交通安全対策を推進するにあたり次の基準及び要領により活動するものとする。

1. 活動基準
交通指導員の活動は、その性格から次の基準内において行うものとする。
 - ① 注意指導は、強制にならないようにし、相手が納得するよう努めること。
 - ② 悪質なもの、危険な行為をする者については当時の状況を記録し警察署又は警察官に通報、その措置に委ねること。
2. 活動範囲
 - ① 町内道路交通概要
 - ア 交通機関、歩行者の通行
 - イ 道路構造及び付帯設備
 - ウ 交通規制及び保安施設
 - エ 学童通学路、横断路及び遊び場
 - オ バス停、橋梁、工作物の位置、構造その他
 - ② 交通安全思想の指導啓蒙
 - ア 町会内座談会、講習会の開催と指導
 - イ 街頭指導及び広報
 - エ 回覧板、チラシによる指導啓蒙

第7 交通指導員の服装及び待遇

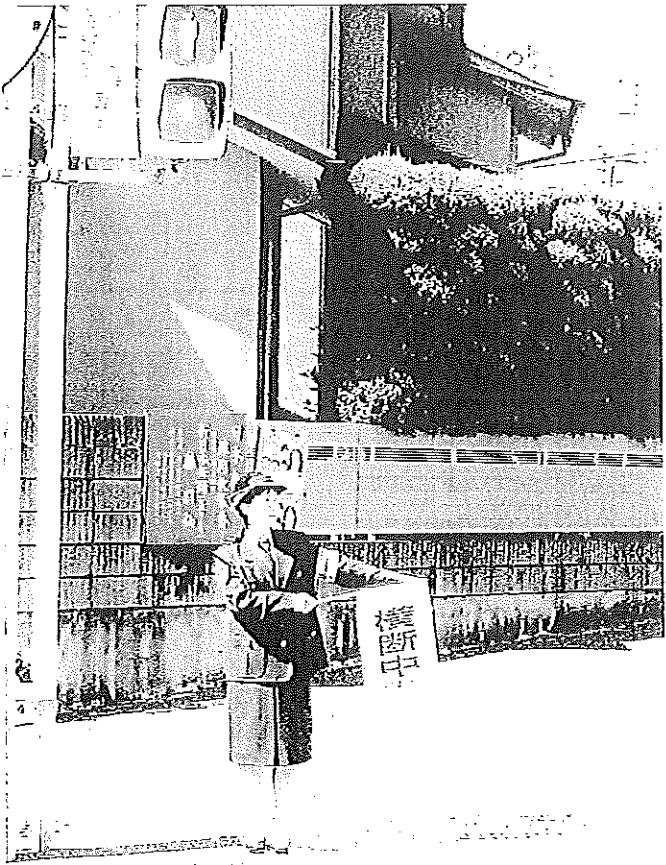
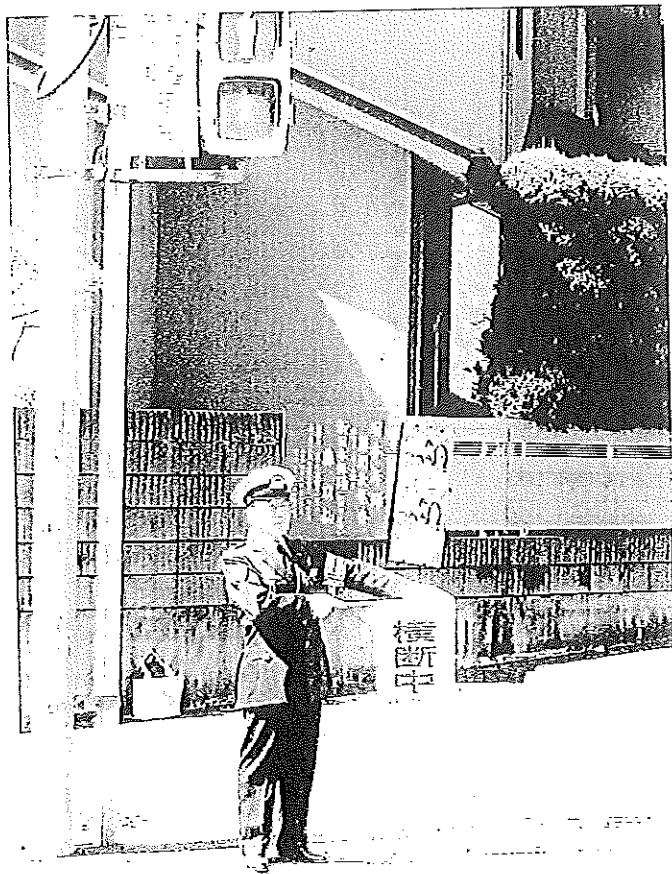
- ① 交通指導員の服装は制服とする。
但し、制服を購入するのが困難な場合は、協会から支給するウインドブレーカー(交通安全協会の名入り)でも構わないとする。
- ② 交通指導員が活動するにあたり経費を伴うものは、連協会長及び協会本部の事前の承認を得て支給を受けるものとする。

交通整理旗及び誘導灯の操作方法

①歩行者制止の動作

右手に旗を持ち、旗の先端で左手を添えて車道に平行に
歩行者の胸の高さまで上げる。

※注意点※ 左後方の歩行者をしっかりと確認する事



④ 来る車へ停止依頼の動作(車のスピードと距離を確認)

警笛を長めに吹きながら、右手に持った整理旗又は防水灯を右斜め前方へ高く上げる。左手で制止。

※注意※動作を大きく、車からよく見えるように！！



⑥車を停止させた動作

右斜め前方に高く上げた、整理旗を車の流れ（切れ目）を確認して（30mから50m）警笛を強く短く吹き、整理旗を肩の高さまで車道に出す。

※注意点※ 車のスピードと運手者の顔を確認の事



②歩行者の誘導の動作

車の停車を確實に確認したのち、オートバイ・自転車等の
すり抜けが無いか見て、左手で誘導する。

※注意点※ 最後に右→左→右の車道上の確認



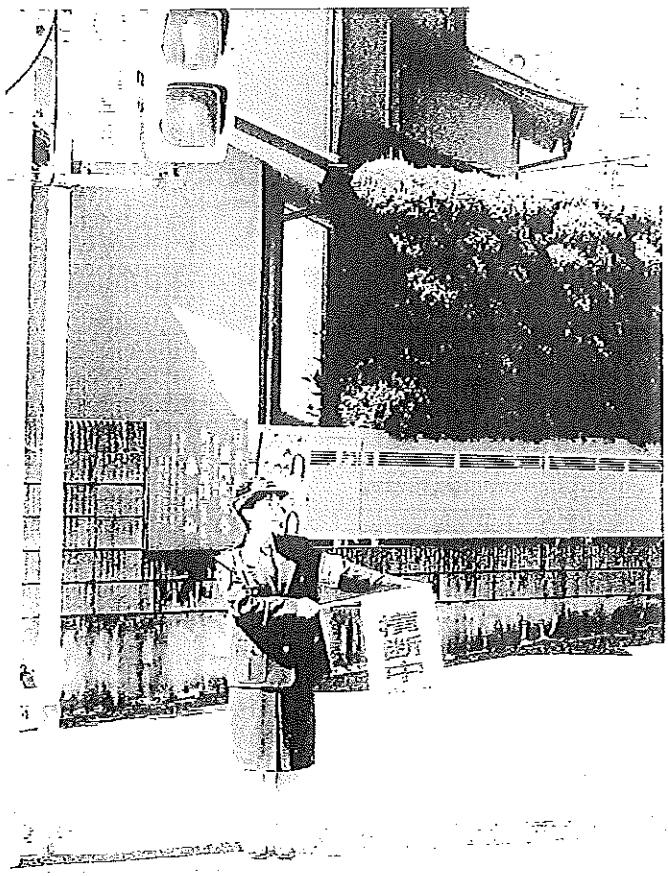
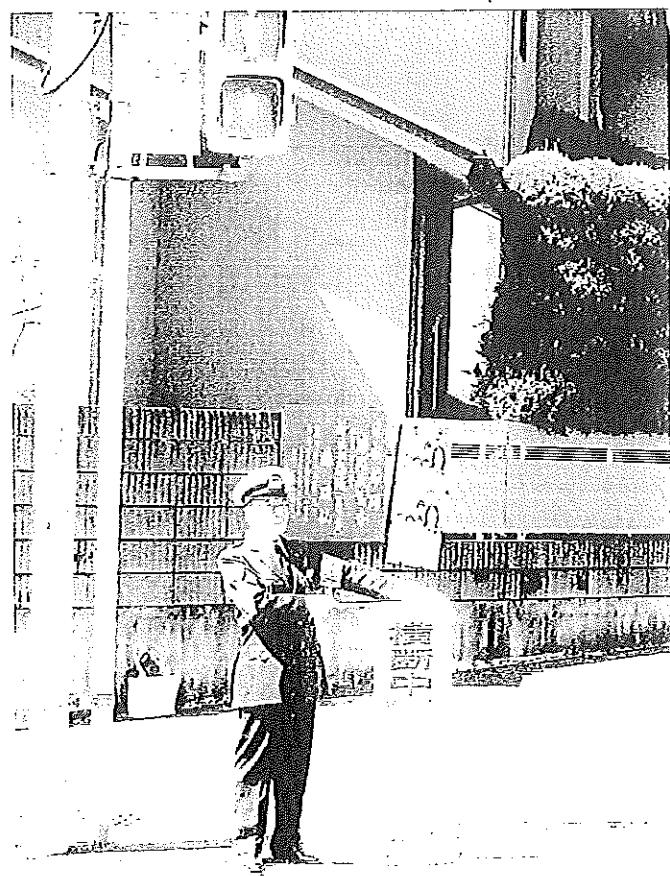
⑤車を流し、歩行者の制止をする動作

警笛を再度長めに吹きながら、整理旗を水平に保ったまま
車道と平行にもどし、歩行者を制止する。

※注意点※ 先を急ぐあまり、強引な駆け抜けに特に注意！

整理旗で制止の動作に移る時は歩行者をよく確認の事

以上の動作を連続して実施すること。



制服の着用時期（夏服・冬服）

夏服は、6月1日から9月30日

冬服は、10月1日から5月31日



